

特定健康診査（令和 8 ～10 年度健診分）受診率向上対策にかかる個別勧奨業務に係る
公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本要領は、特定健康診査（令和 8 ～10 年度健診分）受診率向上対策にかかる個別勧奨業務に係る契約の相手方となる事業者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定めるものとする。

2 業務概要

(1) 業務名

特定健康診査（令和 8 ～10 年度健診分）受診率向上対策にかかる個別勧奨業務

(2) 業務内容

別紙、業務仕様書のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和 11 年 9 月 30 日まで

3 見積上限額

金 15,998,400 円（消費税および地方消費税額を含む）

（各年度の内訳における見積上限価格は以下のとおりとする。）

令和 8 年度	5,412,000 円
令和 9 年度	5,300,900 円
令和 10 年度	4,633,200 円
令和 11 年度	652,300 円

4 実施方式

公募型プロポーザル方式

5 スケジュール

公募開始	令和 7 年 11 月 12 日（水）
質問締め切り	11 月 19 日（水）正午
質問回答	11 月 26 日（水）
参加申込書提出期限	12 月 9 日（火）正午
参加資格審査通知発送	12 月 12 日（金）ごろ
企画提案書提出期限	12 月 26 日（金）正午
プレゼンテーション実施	令和 8 年 1 月 15 日（木）

審査結果通知発送
仕様内容についての協議

2月上旬
2月中旬

6 参加資格

本プロポーザルに参加できる者（提案者になろうとする者）は、次に掲げる要件を満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に定める者に該当しない者であること。
- (2) 守山市建設工事等入札参加資格停止基準（平成 23 年告示第 158 号）に基づく入札参加資格停止の措置期間中でないこと。
- (3) 国税（法人にあっては「法人税ならびに消費税および地方消費税」、個人にあっては「所得税ならびに消費税および地方消費税額」）および市町村税（本店および本プロポーザルに参加しようとする支店等所在地の市町村等に係るもの。法人にあっては「法人市町村民税、固定資産税」、個人にあっては「市町村民税、固定資産税」）を滞納していない者であること。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）または民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがされている者または会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく特別清算開始の申立てがされている者でないこと。
- (6) 次のアからエまでのいずれの場合にも該当しないこと。
 - ア 役員等（個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、法人である場合にはその役員、その支店または常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に定める暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員（同条第 6 号に定める暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
 - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
 - ウ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的または積極的に、暴力団の維持もしくは運営に協力し、または関与していると認められるとき。
 - エ 役員等が暴力団または暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用す

るなどしていると認められるとき。

オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している
と認められるとき。

カ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方がアからオまでのい
ずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められ
るとき。

(7) 令和 7 年度守山市役務委託等業務業者登録名簿に登録があること。

(8) 令和 4 年 4 月 1 日以降、国、地方公共団体が発注し、元請（単体）として公告日
の前日までに完了し引渡し済のナッジ理論を用いた特定健診の個別受診勧奨の実
績が 5 件以上あること（単年、複数年契約を問わない）。

7 質問・回答

(1) 提出方法

別添の質問書（様式第 5 号）により、電子メールで提出すること。その他の方法
による受付は行わない。提出時には必ず架電にて送信確認を行うこと。

※メールの件名は「特定健康診査（令和 8～10 年度健診分）受診率向上対策に
かかる個別勧奨業務に関する質問」とすること

(2) 提出期限

令和 7 年 11 月 19 日（水） 正午まで

(3) 提出先

守山市吉身二丁目 5 番 22 号

守山市健康福祉部すこやか生活課

電話 077-581-0201（直通） FAX 077-582-1138

電子メール sukoyaka@city.moriyama.lg.jp

(4) 回答方法

市ホームページに掲載する。

(5) 回答日時

令和 7 年 11 月 26 日（水） 午後 3 時 予定

8 参加申込

(1) 提出書類

本プロポーザルへの参加を希望する場合は、本実施要領、仕様書および守山市財
務規則（昭和 39 年規則第 6 号）等の各規定を理解した上で、次の書類を提出する
こと。（発行後 3 か月以内・写し可・1 部ずつ）

ア 公募型プロポーザル参加申込書（様式第 1 号）

イ 業務実績表（様式第 2 号）

※委託業務契約書、仕様書、勸奨結果の分析についての報告書、成果物（勸奨通知）のPDFデータをCDもしくはDVDにて添付すること。

ウ 企業概要（任意様式）

※企業概要については発行後3か月以内のものでなくてもよい。

(2) 受付期間

令和7年12月3日（水）から令和7年12月9日（火）正午まで

(3) 提出方法

持参または郵送に限る。持参の場合は、開庁日の午前9時から午後4時45分までとする。なお、郵送の場合は受取り日時および配達されたことが証明できる方法によることとし、提出期限までに到着したものに限り受け付ける。郵便事故等については、提出者のリスク負担とする。

(4) 提出先

「7 質問・回答 (3) 提出先」に同じ

(5) 参加資格審査の通知

資格審査を行い、適正と認める者に参加資格を有する旨、令和7年12月12日（金）頃を目処に通知する。

9 企画提案書提出期日および作成方法等

(1) 提出書類

ア 企画提案書（様式第3号） 7部

以下の項目について記載すること。

様式については任意のものとするが、用紙サイズは原則A4（横向き、長辺綴じ）、表紙を含め20ページ程度とし、表紙以外にページ番号を降ること。

なお、提案書を作成する際には、別に示す市の令和6年度法定報告資料（TKCA021）（令和7年11月時点）や提案者が独自に作成したデータ等から、当市の課題や受診率向上に必要な受診勸奨の内容について提案すること。

(ア) データ分析業務について

- ・データ分析方法（市から提供が必要なデータについても記載すること）
- ・対象者選定

(イ) 受診勸奨事業について

- ・受診勸奨の内容
- ・受診行動を促す工夫

(ウ) 効果検証について

- ・効果分析、効果検証、報告業務
- ・受診勸奨効果

(エ) サポート等について

- ・サポート
 - ・危機管理体制、事業継続計画、セキュリティ、個人情報の管理体制
- (オ) 費用について
- ・積算根拠の妥当性および費用対効果
- (カ) その他当該事業に必要な事項について

イ 見積書（様式第4号）：7部（正本1部、副本6部）

(2) 提出期限

令和7年12月26日（金） 正午まで

(3) 提出方法

持参または郵送に限る。持参の場合は、開庁日の午前9時から午後4時45分までとする。なお、郵送の場合は受取り日時および配達されたことが証明できる方法によることとし、提出期限までに到着したものに限り受け付ける。郵便事故等については、提出者のリスク負担とする。

(4) 提出先

「7 質問・回答 (3) 提出先」に同じ

10 プレゼンテーションおよびヒアリング審査の実施

提案に関するプレゼンテーションおよびヒアリング審査を以下のとおり実施する。

(1) 実施日

令和8年1月15日（木）

(2) 場所

守山市役所

(3) 説明時間

10分以内

(4) 質疑応答

10分程度

※ 説明は、業務担当者が行うこと。

※ 各提案者の提案開始時間等については、別に連絡する。

※ プレゼンテーション審査当日の追加資料は原則認めない。ただし、パワーポイント等で説明する場合に、画面表示を手元で確認するために、画面表示と同じものを印刷した資料に限り配布を認める。

※ 当市がプレゼンテーション時に用意する機材は、大型液晶モニター（HDMI 接続による有線接続）のみとし、使用するパソコンは提案者が持参すること。大型液晶モニターを使用したプレゼンテーションを希望の場合は、プレゼンテーション用データ（PDF もしくはパワーポイントデータ）を提案書提出締め切りまでに市へメールで提出すること。（提出先は「7 質問・回答 (3) 提出先」に同

じ)

11 審査方法

- (1) 事前に定めた審査基準に基づき審査し、候補者および次順位候補者を選定する。
- (2) 書類審査およびプレゼンテーションならびにヒアリング審査を行うものとし、審査委員が各自評価、採点する。
- (3) 審査員の評価点の合計が最低基準点（満点（100点×評価者数）の6割）以上となった応募事業者のうち、評価点が最も高いものを候補者として選定する。なお、応募が1事業者であった場合でも、評価得点が評価基準点以上となる場合は候補者となる。

12 審査結果

- (1) 通知方法プレゼンテーション審査を受けた全ての提案者に文書で通知する。
- (2) 通知日
令和8年2月上旬

13 企画提案書等の取扱い

- (1) 企画提案書の提出は1者につき1案とする。
- (2) 提出された全ての書類は、返却しない。
- (3) 提出後の差し替えおよび追加・削除は認めない。
- (4) 提出された書類は、提出した者に無断で、本プロポーザルに係る審査以外には利用しない。
- (5) 市が必要と認める場合には追加資料の提出を求めることがある。

14 情報公開および提供

審査の結果については、守山市のホームページ上で公表する。公表する内容は以下のとおりとする。

- (1) 候補者名
- (2) 参加事業者数
- (3) 参加事業者の評価点（得点順）

市は、提案者から提出された企画提案書等について、守山市情報公開条例（平成11年条例第21号）に規定による請求に基づき、公開することができるものとする。ただし、事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより当該法人等または当該事業を営む個人の競争上の地位その他正当な利益を明らかに害すると認められる情報等は非公開となる場合がある。

なお、本プロポーザルの候補者選定前において、決定に影響がでる恐れがある情報については決定後の公開とする。

15 その他

(1) 言語および通貨単位

手続きにおいて使用する言語および通貨単位は、日本語および日本国通貨に限る。

(2) 費用負担

企画提案書の作成、提出その他の提案に係る一切の費用は、すべて提案者の負担とする。

(3) 参加申込み後の辞退

参加申込書の提出後、都合により参加を辞退することとなった場合は、すみやかに書面（様式は任意）により、担当課あてに提出すること。

(4) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

ア 参加資格要件を満たしていない場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

オ 説明会を開催した場合において、正当な理由なく欠席した場合

カ 見積書の金額が、第3項に掲げる見積限度額を超過した場合

(5) 著作権等の権利

企画提案書等の著作権は、作成者に帰属するものとする。ただし、守山市は候補者に選定された者が作成した企画提案書の内容を無償で利用できるものとする。

(6) 提案者は、本プロポーザルの実施後、不知または内容の不明を理由として、意義を申し立てることはできないものとする。

16 その他

この契約締結日の属する年度の翌年度以降、当該契約に係る発注者の予算額が前年度に比較して減額され、または予算がない場合は、発注者は受注者に対して事前に書面により通知し、この契約を変更し、または解除できるものとする。その際、受注者が損害を受けたときは、発注者はその損害を賠償しなければならない。この場合において、賠償金額は、発注者・受注者協議して定める。

17 問い合わせ先

〒524-8585 守山市吉身二丁目5番22号

守山市健康福祉部すこやか生活課 担当：百田、佐野

電話 077-581-0201（直通） FAX 077-582-1138

電子メール sukoyaka@city.moriyama.lg.jp